

飲料自動販売機設置事業者募集要項

令和 7 年 1 月

豊島区

総務部財産運用課

目 次

1	入札物件	- 1 -
2	参加資格	- 2 -
3	飲料自動販売機の設置条件	- 2 -
4	スケジュール	- 3 -
5	参加申込	- 4 -
6	現地確認	- 4 -
7	本要項に関する質問	- 5 -
8	辞退について	- 5 -
9	入札	- 5 -
10	入札の無効	- 6 -
11	開札	- 6 -
12	落札者の決定及び落札決定価格	- 6 -
13	入札結果の通知	- 6 -
14	契約の締結（予定）	- 7 -
15	契約及び協定事項	- 7 -
16	書類提出先・問い合わせ先	- 7 -
17	契約書等（案）	- 7 -
	建物貸付契約書（案）	- 8 -
	土地貸付契約書（案）	- 13 -
	飲料等自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書（案）	- 18 -
	大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書（案）	- 20 -

<別添>

1 施設データ

◇施設案内 ◇現地案内図 ◇施設利用者数及び販売実績について

2 自動販売機設置配置図

飲料自動販売機設置事業者募集要項

豊島区では、区有施設に飲料自動販売機の設置を希望する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

1 入札物件

本物件は飲料自動販売機の設置場所として、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで貸付します。

◆グループ A（駒込福祉作業所、南池袋斎場、千登世橋教育文化センター、南大塚地域文化創造館ホール【新規】、区民ひろば上池袋）

物件	施設名 設置場所	貸付面積	台数	最低入札価格 (月額)
1	駒込福祉作業所 3階 エレベーターホール	2 m ²	1	19,372 円
2	南池袋斎場 2階 ホール	2 m ²	1	
3	千登世橋教育文化センター 地下1階 美術室前	2 m ²	1	
4	南大塚地域文化創造館ホール【新規】 2階 ロビー	2 m ²	1	
5	区民ひろば上池袋 1階 ロビー	2 m ²	1	

※物件1は、1階エレベーターホールにマイボトル給水機(来庁者用)を設置しています。

※物件4は、令和6年12月1日にリニューアルオープンしました。

※物件5は、1階ロビーにマイボトル給水機(来庁者用)を設置しています。

※物件5の販売品目として、コーヒー（レギュラーコーヒー1種類以上を含む全3種類以上）を必ず入れるようにする。

※物件5は現在カップ式の自動販売機を設置していますが、今回の入札はカップ式ではありません。

◆グループ B（雑司が谷公園【新規】、染井よしの桜の里公園【新規】、巣鴨公園【新規】、南長崎中央公園【新規】、ふるさと千川ひろば【新規】、上り屋敷公園【新規】）【土地】

物件	施設名 設置場所	貸付面積	台数	最低入札価格 (月額)
6	雑司が谷公園【新規】	2 m ²	1	20,646 円

7	染井よしの桜の里公園【新規】	2 m ²	1	
8	棠鴨公園【新規】	2 m ²	1	
9	南長崎中央公園【新規】	2 m ²	1	
10	ふるさと千川ひろば【新規】	2 m ²	1	
11	上り屋敷公園【新規】	2 m ²	1	

※土地の貸付です。

※物件 6 は、公園内の屋内施設でペットボトル飲料・紙パック飲料の販売を行っています。

※物件 6 は、契約期間内に公園内の屋内施設にマイボトル給水機(来庁者用)設置の検討を予定しています。

※物件 6 は、販売品目をお茶、水、スポーツドリンク、果汁飲料、乳性飲料とし、コーヒー、炭酸飲料は入れられない。

※物件 6～11 は、令和 7 年 2 月頃に自動販売機設置予定近傍へのコンセント新設を予定しています。

2 参加資格

- (1) 豊島区が別途定める貸付条件に従うことのできる法人であること。
- (2) 過去 5 年間に公共施設への飲料自動販売機の設置実績があること。
- (3) 東京都内に販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- (4) 直近 1 年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に関わる契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 豊島区暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

3 飲料自動販売機の設置条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じて設置すること。設置床面及び背面へのアンカーボルトによる固定をすることはできない。
- (2) 「照明の自動点滅・減光」「学習省エネ」「ピークカット」、真空断熱材の採用及びヒートポンプ採用、消費電力量の低減など、環境に配慮した最新機種とすること。
なお、現在契約している物件を今回継続して落札した場合であっても、最新機種に変更すること。（現在設置している機種がこの条件を満たす環境に配慮した最新機種の場合は入れ替え不要。）
- (3) 設置する自動販売機は、以下の条件を備えたものとする。
(ア) 大規模災害発生時には停電時でも取り出しが可能な機種かつ、施設管理者が鍵等で操作で

きる機種とし、無償提供の協力ができるようにすること。その際、災害対策用自動販売機の種類は問わない。(自動販売機の附属物がある場合は面積内に収め、附属物を自動販売機の上に置く場合は地震相当の揺れにより落下及び本体が転倒しないよう対策を講じるものとする。また自動販売機の上の附属物の固定に緩みがないか定期的に確認すること。)

(イ) Suica 等の交通系電子マネーが使用可能な機種とすること。

(ウ) ユニバーサル機とすること。

※商品選択ボタン(低位置補助押しボタン)を低い位置にも設ける、商品の取り出し口が従来品より高い位置にある、コイン投入口及びおつり取り出し口が受け皿になっている、ユニバーサルカラーになっていることを必須とする。これら以外のユニバーサル仕様については問わない。

(4) 商品補充及び容器回収は年間を通して週2回以上行い、その際は事前に区に連絡し、その指示に従うこと。容器の回収及び処分は、容器包装リサイクル法(平成7年 法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に行うこと。

※物件6～11は、商品補充及び容器回収にあたり、公園内に駐車場所が無い場合、周辺環境に考慮した作業計画を立てること。

(5) 容器回収ボックスを、自動販売機ごとに設置すること。設置場所については区又は当該施設の指定管理者と協議すること(転倒防止板、容器回収ボックスは貸付面積に含まれる)。

(6) 区または当該施設の管理者から商品の入れ替えの要望があった場合には、協議の上対応すること。

(7) 缶・ペットボトル・ビンの販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水のほか、果汁飲料、野菜飲料、機能性飲料、乳性飲料、ココア、スープなどとし、必ずミネラルウォーター及びスポーツドリンク、お茶を販売品目に入れること。

なお、酒類及び類似品、カップ式でその場で給水するものは販売品目には入れられない。ただし、物件5の販売品目として、**コーヒー(レギュラーコーヒー1種類以上を含む全3種類以上)**を必ず入れるようにする。物件6の自動販売機は**お茶、水、スポーツドリンク、果汁飲料、乳性飲料**とし、**コーヒー、炭酸飲料**は入れられない。

(8) 自動販売機管理者ステッカー等、連絡先を自動販売機のわかりやすい位置に明示すること。

(9) 自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応できる体制を取る。

(10) 物件6は、契約期間内に公園内の屋内施設にマイボトル給水機(来庁者用)設置の検討を予定しています。

(11) 物件6～11は、令和7年2月頃に、コンセント新設を予定しています。

4 スケジュール

① 募集要項配布	令和7年1月14日(火)～
② 入札参加申込受付	令和7年1月14日(火)～1月27日(月)
③ 現地確認※1	令和7年1月28日(火)～1月30日(木)
④ 質問受付	令和7年1月28日(火)～1月30日(木)
⑤ 質問回答	～令和7年2月5日(水)
⑥ 入札(郵送受付)	令和7年2月6日(木)～2月17日(月)
⑦ 開札	令和7年2月27日(木)
⑧ 結果通知	～令和7年2月28日(金)
⑨ 貸付契約締結	～令和7年3月7日(金)

⑩ 貸付開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）
--------	-------------------

※1 現地確認をする場合は担当者に事前に連絡し、日時を調整すること。

5 参加申込

入札参加者は、「16 書類提出先・問い合わせ先」に提出書類を各 1 部持参してください。（参加申込を行わなかった場合、本要項に関する質問、現地確認、入札への参加はできません。）

（1）提出書類

	提出書類	備考
①	入札参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）	
②	事業実績報告書（様式第 2 号）	過去 5 年間に行った公共施設への自動販売機の設置実績を記入すること
③	商業登記簿謄本（原本）	発行日から 3 か月以内のもの
④	印鑑登録証明書（原本）	
⑤	法人事業税の納税証明書（原本）	申込日に取得できる直近の年のもので、発行日から 3 か月以内のもの
⑥	法人税の納税証明書（原本）	
⑦	消費税・地方消費税の納税証明書（原本）	
⑧	設置する自動販売機及び回収ボックスのカatalog	
⑨	販売品目及び販売価格の一覧表	定価と販売価格が異なる場合は、それぞれを示すこと
⑩	名刺	担当者のもの

（2）提出部数

各 1 部ずつ提出してください。

（3）参加申込期間

令和 7 年 1 月 14 日（火）午前 9 時から 1 月 27 日（月）午後 4 時 30 分まで（必着）

※期間中の持参受付時間は午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時 30 分

6 現地確認

現地確認期間内（1 月 28 日（火）～1 月 30 日（木））の各施設開館時間内であれば、見学可能です。以下の施設を見学する場合は、事前に、下記連絡先に直接連絡してください。

千登世橋教育文化センター 連絡先：☎03-3590-1252 担当：臼井

駒込福祉作業所 連絡先：☎03-3981-1786 担当：佐藤

南池袋斎場 連絡先：☎03-5396-2873 担当：松岡・遠藤

南大塚地域文化創造館ホール【新規】 連絡先：☎03-3946-4301 担当：宮本

区民ひろば上池袋 連絡先：☎03-3576-6916 担当：指田

雑司が谷公園【新規】 連絡先：☎03-5962-0445（丘の上テラス 管理事務所）

7 本要項に関する質問

本要項の内容に質問がある場合は、質問票（様式第3号）を提出してください。電話や口頭での質問は一切受けられませんので注意してください。

（1）受付期間

令和7年1月28日（火）から1月30日（木）まで（必着）

（2）提出方法

質問票をEメールで送付してください。

※質問票以外（メール本文）等で頂戴した質問には回答いたしません。

（3）回答

令和7年2月5日（水）までに、申込者全員にEメールにて回答します。

8 辞退について

入札参加申込書を提出後に、入札を辞退する場合は辞退届（様式第4号）を、入札前日の2月26日（水）までに提出してください。提出方法は郵送、持参のどちらでも結構です。

9 入札

（1）入札方法

入札書（様式第5号）に記入・押印の上、入札書ごと（グループごと）に申込時にお渡しした封筒に入れ、糊付けし、封筒の上下2か所を代表者印で封印してください。以上を郵送入札受付期間内に「16 書類提出先・問い合わせ先」の書類提出先に到着するよう、一般書留、簡易書留、特定記録による郵送により提出してください。持参による提出は受け付けません。

郵送入札受付期間

令和7年2月6日（木）から2月17日（月）必着

※提出期間後に到着した入札書は、いかなる理由があっても受理しません。

（2）入札金額

入札金額は、グループ毎の月額貸付料（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額（以下、税抜き額という。））を記入してください。

なお、グループBについては土地の貸付となるため、非課税です。

（3）入札保証金

免除とします。

（4）入札に係る事項

「競争入札参加者心得」をよく読み、遵守してください。

（5）郵送入札にあたっての留意事項

①確実を期すため、一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で、郵送してください。

- ②書留、特定記録等の受領証は、大切に保管してください。事故等により入札書が送達されなかった場合に必要となります。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 最低入札価格未満の金額で入札したもの
- ③ 入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- ④ 入札書の記載事項が不明のもの、又は入札書に記名押印のないもの
- ⑤ 同じ物件について2通以上の入札書を提出したもの
- ⑥ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- ⑦ この募集要項に基づく入札条件に違反したもの

11 開札

日時：令和7年2月27日（木）午後1時30分から
場所：豊島区役所本庁舎8階 レクチャールーム

12 落札者の決定及び落札決定価格

- （1） 提出書類の審査を行い、参加資格や設置条件を満たしている者を選定対象とします。
- （2） 入札した月額貸付料(税抜き額)が最低入札価格以上で、最高価格の入札者をもって落札者とします。
- （3） 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当日開札に立ち会っていない者があるときはこれに代えて本件に関係のない区職員にくじを引かせます。
- （4） 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算した金額を落札決定価格とします。消費税法等の改定等によって消費税等額に変更が生じた場合は、変更後の消費税等額を加算した金額をもって決定価格とします。この場合、消費税等額の端数は切り捨てます。
なお、**グループB**については非課税となるため、入札書に記載された金額を落札決定価格とします。

13 入札結果の通知

令和7年2月28日（金）までに、申込者全員に文書で通知します。

14 契約の締結（予定）

令和 7 年 3 月 7 日（金）までに土地又は建物の貸付契約を締結します。

15 契約及び協定事項

- （１） 設置事業者が負担する経費及び納入方法、遵守事項、損害賠償、原状回復など本貸付に関する契約事項については、「建物貸付契約書(案)」(本要項 8～12 ページ)「土地貸付契約書(案)」(本要項 13～17 ページ)を参照すること。
- （２） 本貸付に基づく商品の補充及び容器回収とその処分、緊急時の対応等、売上実績の報告など自動販売機の設置、運営に関する事、電気使用料の支払方法等に関する事等の協定事項については、「飲料自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書(案)」(本要項 18.19 ページ)を参照すること。
- （３） 本貸付に基づく大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定事項については、「大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書(案)」(本要項 20.21 ページ)を参照すること。
- （４） 物件 6～11 は「容器回収ボックスから容器があふれないように回収を行うとともに、周辺の清掃も適宜行い衛生管理の徹底を図ること。」及び「容器回収ボックスは使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。」を(1)、(2)の契約書、協定書の該当箇所に追記する。

16 書類提出先・問い合わせ先

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 本庁舎 7 階

豊島区総務部財産運用課（管理グループ）

電 話：03-3981-1266

E-mail：A0011502@city.toshima.lg.jp

担 当：長峰（ながみね）

17 契約書等（案）

次ページ以降に掲載

建物貸付契約書（案）

貸付人豊島区（以下「甲」という。）と借受人●（以下「乙」という。）は、次の条項により、建物貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、次に表示する建物の一部（以下「この建物」という。）を乙に貸し付ける。

＜物件の表示＞

- ① 施設名称 ●
- ② 所 在 ●
（住居表示：●）
- ③ 貸付面積 ●㎡（別紙：自動販売機設置配置図 設置場所●のとおり）

（使用目的）

第2条 乙は、この建物を飲料自動販売機及び容器回収ボックス設置の用途に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 この建物の貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 この建物の貸付料は、月額金●円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算しない金額）に消費税等額を加算した金額とする。

- 2 前項の消費税等額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）（以下、消費税法等という。）の規定により算出したもので、消費税法等の税率10%を乗じて得た額とする。ただし、契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額の税率に変更が生じた場合は、消費税等額を加減する。
- 3 第1項及び第2項の消費税等額の端数は切捨てとする。
- 4 第1項及び第2項の貸付料は、貸付期間が1か月に満たない場合は、その月の日数による日割り計算により算出する。

（納付期限）

第5条 第4条の貸付料の支払いは、甲の発行する納入通知書によるものとし、4月から9月分までを3月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に、10月から翌年3月分までを9月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に支払うものとする。

（延滞損害金）

第6条 乙は、第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を、延滞損害金として甲に納付しなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（充当の手順）

第7条 乙が貸付料及び延滞損害金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞損害金の合計額に満たないときは、まず延滞損害金から充当する。

（電気使用料）

第8条 この建物において使用した電気使用料は、乙の負担とする。

2 乙は、前項の電気使用量を計測し算出するため、自動販売機に子メーター（計量法：平成4年法律第51号）（以下「子メーター」という。）を取り付けるものとする。

なお、同一施設内に自動販売機を複数台設置する場合は、設置台数分全ての電気使用量を計測できるものかつ、貸付面積の範囲内に設置できれば子メーターの台数は問わない。

3 乙は、電気使用料を甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに支払うものとする。

4 前項の方法によらずに電気使用料を支払う場合は、別途協定を定めるものとする。

（費用負担）

第9条 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用、移転費等の一切の費用は、乙の負担とする。ただし、第14条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

2 前条第2項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

（遵守事項）

第10条 乙は、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載の事項を遵守するとともに、次のことを遵守しなければならない。

（1）この建物を第2条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

（2）この建物を第三者に転貸し、または本契約によって生じる権利等を譲渡してはならない。

（3）自動販売機の販売品に酒類及び類似品、またはカップ式でその場で給水するものを入れてはならない。

（4）自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応しなければならない。

（管理義務）

第11条 乙は、この建物を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、第3条の貸付期間の終了または第14条の契約の解除によりこの建物を明け渡すまでの間、飲料自動販売機及び容器回収ボックスの設置に関わる総ての事項について責を負うものとし、甲は一切の責めを負わないものとする。

3 甲がこの建物の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

4 乙は、この建物の使用にあたり、甲、施設利用者、並びに近隣住民の迷惑とならないよ

う十分に配慮しなければならない。

（損害賠償等）

- 第12条 乙は、第11条第4項の配慮義務を怠り、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、この建物の使用にあたり第三者との間に紛争を生じたときは、責任をもってこれに対応しなければならない。
- 3 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

- 第13条 甲は、乙が第10条の各号または第11条の各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができる。
- （1）貸付料その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。
- （2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けたとき。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号または第6号の規定に該当するもので構成されたとき。
- （4）（3）に掲げる者から委託を受けたとき。
- 3 甲は、この建物を国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項または第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 5 乙は、甲が第1項または第2項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（契約消滅）

- 第14条 天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰することができない事由により第2条の目的を達することができなくなったときは、本契約は消滅するものとする。
- 2 前項により本契約が消滅した場合、甲乙は互いに違約金、損害金等の請求をしないものとする。

（契約解除の申し出）

- 第15条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了する前であっても、6か月前に書面で解約を申し出ることにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申し出の日から6か月分の貸付料を甲に支払うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 乙が前2項の申し出を撤回する場合は、甲の書面による同意を得なければならない。

(原状回復及び明渡し)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の負担により直ちに、この建物を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。

(1) 貸付期間が満了したとき。

(2) 第13条第1項、第2項または第3項の規定により契約を解除されたとき。

(3) 前条の規定により契約を解除したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの建物を明け渡したときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、乙が第1項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、直ちにこの建物上に存在する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について異議を申し出ることができず、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(違約金)

第17条 乙は、この建物の明渡しに遅延した場合は、貸付料の1か月に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、この建物に投じた有益費または必要経費があっても、これを甲に請求できない。

(調査協力義務等)

第19条 乙は、この建物に設置した自動販売機の毎月の売上実績を翌月15日までに文書で甲に報告しなければならない。

2 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し質問し、実地に調査し、または参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

(貸付料の返還)

第20条 甲は、第13条第3項の規定、もしくは乙の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを乙に対して還付しない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (所 在) 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

(名 称) 豊島区

(代表者) 豊島区長 高際 みゆき

乙 (所 在)

(名 称)

(代表者)

土地貸付契約書（案）

貸付人豊島区（以下「甲」という。）と借受人●（以下「乙」という。）は、次の条項により、土地貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、次に表示する土地の一部（以下「この土地」という。）を乙に貸し付ける。

＜物件の表示＞

- ① 施設名称 ●
- ② 所 在 ●
（住居表示：●）
- ③ 貸付面積 ●㎡（別紙：自動販売機設置配置図 設置場所●のとおり）

（使用目的）

第2条 乙は、この土地を飲料自動販売機及び容器回収ボックス設置の用途に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 この土地の貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 この土地の貸付料は、月額金●円（消費税及び地方消費税に相当する額（以下、消費税等額という。）を加算しない金額）とする。

2 前項の貸付料は、貸付期間が1か月に満たない場合は、その月の日数による日割り計算により算出する。

（納付期限）

第5条 第4条の貸付料の支払いは、甲の発行する納入通知書によるものとし、4月から9月分までを3月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に、10月から翌年3月分までを9月末日まで（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、その前日まで）に支払うものとする。

（延滞損害金）

第6条 乙は、第5条に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額を、延滞損害金として甲に納付しなければならない。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

（充当の手順）

第7条 乙が貸付料及び延滞損害金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞損害金の合計額に満たないときは、まず延滞損害金から充当する。

（電気使用料）

第8条 この土地において使用した電気使用料は、乙の負担とする。

2 乙は、前項の電気使用量を計測し算出するため、自動販売機に子メーター（計量法：平成4年法律第51号）（以下「子メーター」という。）を取り付けるものとする。

なお、同一施設内に自動販売機を複数台設置する場合は、設置台数分全ての電気使用量を計測できるものかつ、貸付面積の範囲内に設置できれば子メーターの台数は問わない。

3 乙は、電気使用料を甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに支払うものとする。

4 前項の方法によらずに電気使用料を支払う場合は、別途協定を定めるものとする。

（費用負担）

第9条 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用、移転費等の一切の費用は、乙の負担とする。ただし、第14条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

2 前条第2項に定めるメーターを設置する費用は、乙の負担とする。

（遵守事項）

第10条 乙は、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載の事項を遵守するとともに、次のことを遵守しなければならない。

（1）この土地を第2条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

（2）この土地を第三者に転貸し、または本契約によって生じる権利等を譲渡してはならない。

（3）自動販売機の販売品に酒類及び類似品、またはカップ式でその場で給水するものを入れてはならない。

（4）自動販売機の故障、利用者の苦情などトラブル発生時には、迅速に現地で対応しなければならない。

（管理義務）

第11条 乙は、この土地を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、第3条の貸付期間の終了または第14条の契約の解除によりこの土地を明け渡すまでの間、飲料自動販売機及び容器回収ボックスの設置に関わる総ての事項について責を負うものとし、甲は一切の責めを負わないものとする。

3 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

4 乙は、この土地の使用にあたり、甲、施設利用者、並びに近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

（損害賠償等）

第12条 乙は、第11条第4項の配慮義務を怠り、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、この土地の使用にあたり第三者との間に紛争を生じたときは、責任をもってこれに対応しなければならない。
- 3 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が第10条の各号または第11条の各項に規定する義務を果たさない場合において、催告したにもかかわらず、なお催告に従わないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為または事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができる。

（1）貸付料その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

（2）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けたとき。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号または第6号の規定に該当するもので構成されたとき。

（4）（3）に掲げる者から委託を受けたとき。

- 3 甲は、この土地を国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

- 4 甲は、第1項または第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 5 乙は、甲が第1項または第2項により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（契約消滅）

第14条 天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰することができない事由により第2条の目的を達することができなくなったときは、本契約は消滅するものとする。

- 2 前項により本契約が消滅した場合、甲乙は互いに違約金、損害金等の請求をしないものとする。

（契約解除の申し出）

第15条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了する前であっても、6か月前に書面で解約を申し出ることにより、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申し出の日から6か月分の貸付料を甲に支払うことにより、本契約を解除することができる。

- 3 乙が前2項の申し出を撤回する場合は、甲の書面による同意を得なければならない。

（原状回復及び明渡し）

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の負担により直ちに、この土地を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。

（1）貸付期間が満了したとき。

（2）第13条第1項、第2項または第3項の規定により契約を解除されたとき。

（3）前条の規定により契約を解除したとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの土地を明け渡したときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、乙が第1項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、直ちにこの土地上に存在する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について異議を申し出ることができず、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（違約金）

第17条 乙は、この土地の明渡しに遅延した場合は、貸付料の1か月に相当する額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第18条 乙は、この土地に投じた有益費または必要経費があっても、これを甲に請求できない。

（調査協力義務等）

第19条 乙は、この土地に設置した自動販売機の毎月の売上実績を翌月15日までに文書で甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、貸付期間中必要に応じ、乙に対し質問し、実地に調査し、または参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

（貸付料の返還）

第20条 甲は、第13条第3項の規定、もしくは乙の責めに帰することができない事由により契約が解除された場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを乙に対して還付しない。

（契約の費用）

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（管轄裁判所）

第23条 本契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (所 在) 豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

(名 称) 豊島区

(代表者) 豊島区長 高際 みゆき

乙 (所 在)

(名 称)

(代表者)

飲料等自動販売機の管理、運営及び電気使用料の支払方法に関する協定書（案）

豊島区（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）は、甲と乙とが令和●年●月●日に締結した土地貸付契約（第●号）に基づき設置した飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の管理、運営及び電気使用料の支払方法について、次のとおり協定を締結する。

（商品の補充及び容器回収とその処分について）

第1条 乙は、商品の補充及び容器回収を年間を通して週2回以上実施することとする。

2 乙は、回収した空容器を容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づき、飲料自動販売機設置事業者募集要項に記載された内容のとおり、適切に回収し、処分する。

3 乙は、販売品の搬入、廃棄物の搬出を行う場合には、甲または当該施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に事前に協議・連絡し、その指示に従う。

（緊急時の対応等）

第2条 乙は、自動販売機に自動販売機管理者ステッカーなど連絡先をわかりやすい位置に明示する。

2 乙は、自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情等が発生した場合は、30分以内に現地で対応できる体制を構築する。

（商品の入れ替え）

第3条 乙は、甲及び指定管理者から商品の入れ替えの要望があった場合には、協議の上対応する。

（機種の変更）

第4条 乙は、自動販売機の機種の変更等を行う場合には、あらかじめ甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

（売上実績等の報告）

第5条 乙は、毎月の自動販売機の売上実績を翌月15日までに文書で甲に報告する。ただし事故や施設利用者からの苦情等があった場合は、処理後、直ちに文書で報告する。

（商品の搬入、廃棄物の搬出にあたっての留意事項）

第6条 乙は、商品の搬入・廃棄物の搬出にあたっては、甲、指定管理者、施設利用者、並びに近隣住民等の第三者の迷惑となる行為、その他貸付部分を含む土地に損害を及ぼすよ

うな行為を行ってはならない。

（電気使用料の支払方法）

第7条 乙は、甲または指定管理者の請求に基づき、その指定する期限までに自動販売機の電気使用料を支払うものとする。

（有効期限）

第8条 本協定は、土地貸付契約（第●号）の契約開始日から契約期間が満了若しくは解除される日までを有効期限とする。

（費用負担）

第9条 本協定の履行に関する一切の費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第10条 本協定について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 （所 在）豊島区南池袋二丁目45番1号

（名 称）豊島区

（代表者）豊島区長 高際 みゆき

乙 （所 在）

（名 称）

（代表者）

大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書 (案)

豊島区（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）は、甲と乙とが令和●年●月●日に締結した土地または建物貸付契約（第●号）に基づき設置した飲料自動販売機について、乙が取り扱う商品（以下「本商品」という。）の無償提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、水害等（以下「災害」という。）の発生により、甲が災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）に、乙が飲料自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の職員、関係者及び来場者（以下「利用者」という。）の飲料水確保に関する協力体制を確立し、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 災害時、甲がこの協力を必要と判断した場合、本協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は後日速やかに書面を提出する。

（協力内容）

第3条 災害時の協力内容は次のとおりとする。ただし、災害により飲料自動販売機が正常に作動しない場合（災害によって自動販売機本体が物理的に損傷し、飲料等の取り出しはできない等）を除く。

（1）甲の責務

- ア 乙が提供する本商品を利用者に対して配布すること。
- イ その他、甲、乙協議の上必要と認めたこと。

（2）乙の責務

- ア 本件施設に設置した自動販売機内の在庫商品を無償提供すること。
- イ その他、甲、乙協議の上必要と認めたこと。

2 乙は、前項に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等を甲に説明の上、提出しなければならない。

（有効期限）

第4条 本協定は、土地または建物貸付契約（第●号）の契約開始日から契約期間が満了若しくは解除される日までを有効期限とする。

（費用負担）

第5条 本協定の履行に関する一切の費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第6条 本協定について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、

甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙双方がその1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 （所 在）豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号

 （名 称）豊島区

 （代表者）豊島区長 高際 みゆき

乙 （所 在）

 （名 称）

 （代表者）